

個人情報保護審査諮問書

北広消警第22号

令和3年5月11日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山下 竜 一 様

消防長 佐々木 伸



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	災害現場映像システムで撮影された映像データの管理に関する事務
諮問事項の区分	<ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集(条例第7条第2項第8号)</li><li><input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集(条例第7条第3項ただし書)</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否(条例第8条第1項第6号)</li><li><input type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外(条例第9条第2項)</li><li><input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項(条例第9条第3項)</li><li><input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項</li></ul>
諮問事項の具体的な内容	記録された映像には本人の意思とは関係なく個人情報が映り込むことから、適正なデータ管理の為、「北広島市消防本部災害現場映像のデータ管理に関する要綱」を策定し、個人情報の収集、利用及び提供を可能とする取扱いといたく、要綱に規定する予定の個人情報の取扱いについて、貴審議会の意見をいただきたく、諮問いたします。
理由	本市では、災害現場において現場状況の把握を的確に行い、消防力の効果的な配備や被害拡大の防止の観点から、災害現場映像システムを導入し、リアルタイムな情報を部隊間で共有するとともに、任意に録音・録画し活動検証会や火災原因調査において使用、第三者機関からの要請に応じ外部への提供を行う為。
担当部課等	消防本部 警防課 警防担当(内線6201)